



# 宮 崎 県 公 報

令和8年3月5日(木曜日) 第693号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定(2件)……(障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止(2件)……( " ) 2
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……( " ) 2
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定( " ) 2
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更……( " ) 2
- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の所在地の変更(2件)……( " ) 2
- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……( " ) 3

頁

- 土砂災害警戒区域の指定の解除(3件)……(砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(3件)……( " ) 4
- 土砂災害警戒区域の指定(3件)……( " ) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定(3件)……( " ) 6

### 公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定……(農村整備課) 7
- 公安委員会規則**
- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則……7
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……8
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……8

## 告 示

### 宮崎県告示第 143号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550800165	ひなたかれっじ西都2号館	宮崎県西都市妻町2丁目50番地	株式会社GOOD CONNECT IONS15	宮崎市南花ヶ島町34番地5	令和8年3月1日	放課後等デイサービス

### 宮崎県告示第 144号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000442	児童発達支援事業所はぐはぐ子ども村おすず	児湯郡川南町大字川南 12715番地1	特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむ	児湯郡木城町石河内 788番地11	令和8年3月1日	児童発達支援

宮崎県告示第 145号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4512140221	居宅介護事業所フリーダム	東臼杵郡門川町西栄町1丁目5番地14	株式会社 Clear life	日向市大字財光寺474番地1	令和8年1月1日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第 146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510300488	延岡愛盲協会指定障害者福祉サービス事業所	延岡市山下町一丁目7番地9	一般財団法人延岡愛盲協会	延岡市山下町一丁目7番地9	令和8年3月31日	同行援護

宮崎県告示第 147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ハート薬局国富店	国富町	薬局	令和8年3月1日

宮崎県告示第 148号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
彩り在宅クリニック	都城市	精神通院医療	令和8年3月1日

宮崎県告示第 149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
武石頭痛脳神経クリニック	宮崎市	武石脳神経クリニック	武石頭痛脳神経クリニック	令和8年2月2日

宮崎県告示第 150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	名 称		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションあいの環	延岡市	延岡市無鹿町1-2233	延岡市稲葉崎町2丁目2894-1	令和8年1月21日

## 宮崎県告示第 151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションDream	都城市	都城市金田町2135-2	都城市太郎坊町1930-2	令和8年2月17日

## 宮崎県告示第 152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションあいの環	延岡市	延岡市無鹿町1-2233	延岡市稲葉崎町2丁目2894-1	令和8年1月21日
訪問看護ステーションDream	都城市	都城市金田町2135-2	都城市太郎坊町1930-2	令和8年2月17日

## 宮崎県告示第 153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成20年宮崎県告示第201号、平成21年宮崎県告示第615号、平成24年宮崎県告示第232号、平成25年宮崎県告示第434号、平成28年宮崎県告示第344号、平成29年宮崎県告示第677号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	原谷川2	05-363-1-017	土石流

細野第2	I-1-0762	急傾斜地の崩壊
高津佐	I-1-0774	急傾斜地の崩壊
永久津-1	I-1-3300	急傾斜地の崩壊
内山4	I-1-3327	急傾斜地の崩壊
水の手	II-1-5384	急傾斜地の崩壊
木場-2	II-2-0369	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成24年宮崎県告示第232号、平成25年宮崎県告示第472号、平成27年宮崎県告示第423号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	堂山川1	05-209-1-002	土石流
	斧砥谷川	05-209-1-032	土石流
	内堅3	05-209-2-003	土石流
	徳満	I-1-0824	急傾斜地の崩壊
	馬場2	I-1-0836	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成24年宮崎県告示第232号、平成25年宮崎県告示第472号、平成29年宮崎県告示第129号、令和4年宮崎県告示第133号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害警戒区域 の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
高 原 町	祓 川	05- 361- 1 - 503	土 石 流
	御 池 川 1	05- 361- 2 - 503	土 石 流
	皇 子 川 1	05- 361- 2 - 504	土 石 流
	皇 子 川 2	05- 361- 2 - 505	土 石 流
	内 ノ 迫 2	I - 1 - 0792	急傾斜地の崩壊
	内 ノ 迫	I - 1 - 0779	急傾斜地の崩壊
	蒲 牟 田 2	II - 1 - 5473	急傾斜地の崩壊
	石 ヶ 野	II - 1 - 5481	急傾斜地の崩壊
御 池	II - 1 - 5501	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 156号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年宮崎県告示第 616号、平成24年宮崎県告示第 233号、平成25年宮崎県告示第 435号、平成28年宮崎県告示第 345号、平成29年宮崎県告示第 678号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒 区域の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
小 林 市	原 谷 川 2	05- 363- 1 - 017	土 石 流
	細 野 第 2	I - 1 - 0762	急傾斜地の崩壊
	高 津 佐	I - 1 - 0774	急傾斜地の崩壊
	永 久 津 - 1	I - 1 - 3300	急傾斜地の崩壊
	内 山 4	I - 1 - 3327	急傾斜地の崩壊
	水 の 手	II - 1 - 5384	急傾斜地の崩壊
	木 場 - 2	II - 2 - 0369	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 157号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第 233号、平成25年宮崎県告示第 474号、平成27年宮崎県告示第 424号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒 区域の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
えびの市	堂 山 川 1	05- 209- 1 - 002	土 石 流
	斧 砥 谷 川	05- 209- 1 - 032	土 石 流
	内 堅 3	05- 209- 2 - 003	土 石 流
	徳 満	I - 1 - 0824	急傾斜地の崩壊
	馬 場 2	I - 1 - 0836	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 158号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第 233号、平成25年宮崎県告示第 474号、平成29年宮崎県告示第 132号、令和 4 年宮崎県告示第 134号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 8 年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	箇 所 名	土砂災害特別警戒 区域の 渓 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
高 原 町	祓 川	05- 361- 1 - 503	土 石 流
	御 池 川 1	05- 361- 2 - 503	土 石 流
	皇 子 川 1	05- 361- 2 - 504	土 石 流
	皇 子 川 2	05- 361- 2 - 505	土 石 流

内ノ迫 2	I-1-0792	急傾斜地の崩壊
内ノ迫	I-1-0779	急傾斜地の崩壊
蒲牟田 2	II-1-5473	急傾斜地の崩壊
石ヶ野	II-1-5481	急傾斜地の崩壊
御池	II-1-5501	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小林市	原谷川 2	05-363-1-017	土石流
	鳥田町 2-新①	05-363-2-028-新①	土石流
	鳥田町 4-新①	05-363-2-033-新①	土石流
	鳥田町 4-新②	05-363-2-033-新②	土石流
	鳥田町 5	05-363-2-034	土石流
	細野 第 2	I-1-0762	急傾斜地の崩壊
	坂元 1-新①	I-1-0766-新①	急傾斜地の崩壊
	坂元 1-新②	I-1-0766-新②	急傾斜地の崩壊
	坂元 2-新①	I-1-0772-新①	急傾斜地の崩壊
	高津佐	I-1-0774	急傾斜地の崩壊
赤坂第 2-新①	I-1-0777-新①	急傾斜地の崩壊	

赤坂第 2-新②	I-1-0777-新②	急傾斜地の崩壊
永久津-1	I-1-3300	急傾斜地の崩壊
上九瀬-1-新②	I-1-3323-新②	急傾斜地の崩壊
内山 4-1	I-1-3327-1	急傾斜地の崩壊
内山 4-2	I-1-3327-2	急傾斜地の崩壊
中間-1-新①	II-1-5355-新①	急傾斜地の崩壊
水の手	II-1-5384	急傾斜地の崩壊
片地-1-新②	II-1-5662-新②	急傾斜地の崩壊
木場-2	II-2-0369	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
えびの市	堂山川 1	05-209-1-002	土石流
	斧砥谷川-1	05-209-1-032-1	土石流
	斧砥谷川-2	05-209-1-032-2	土石流
	斧砥谷川-3	05-209-1-032-3	土石流
	内 壺 3	05-209-2-003	土石流
	徳 満	I-1-0824	急傾斜地の崩壊
	馬 場 2	I-1-0836	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 161号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	祓川	05-361-1-503	土石流
	御池川1	05-361-2-503	土石流
	皇子川1	05-361-2-504	土石流
	皇子川2	05-361-2-505	土石流
	内ノ迫2	I-1-0792	急傾斜地の崩壊
	内ノ迫	I-1-0779	急傾斜地の崩壊
	湯ノ元-新①	I-1-0781-新①	急傾斜地の崩壊
	蒲牟田2	II-1-5473	急傾斜地の崩壊
	石ヶ野	II-1-5481	急傾斜地の崩壊
	佐土-2-新②	II-1-5485-新②	急傾斜地の崩壊
	御池	II-1-5501	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 162号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小林市	鳥田町2-新①	05-363-2-028-新①	土石流
	鳥田町4-新①	05-363-2-033-新①	土石流
	鳥田町4-新②	05-363-2-033-新②	土石流
	鳥田町5	05-363-2-034	土石流
	細野第2	I-1-0762	急傾斜地の崩壊
	坂元1-新①	I-1-0766-新①	急傾斜地の崩壊
	坂元1-新②	I-1-0766-新②	急傾斜地の崩壊
	坂元2-新①	I-1-0772-新①	急傾斜地の崩壊
	高津佐	I-1-0774	急傾斜地の崩壊
	赤坂第2-新①	I-1-0777-新①	急傾斜地の崩壊
	赤坂第2-新②	I-1-0777-新②	急傾斜地の崩壊
	永久津-1	I-1-3300	急傾斜地の崩壊
	上九瀬-1-新②	I-1-3323-新②	急傾斜地の崩壊
	内山4-1	I-1-3327-1	急傾斜地の崩壊
	内山4-2	I-1-3327-2	急傾斜地の崩壊
	中間-1-新①	II-1-5355-新①	急傾斜地の崩壊
	水の手	II-1-5384	急傾斜地の崩壊
	片地-1-新②	II-1-5662-新②	急傾斜地の崩壊
	木場-2	II-2-0369	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及

び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	堂山川1	05-209-1-002	土石流
	内 壱 3	05-209-2-003	土石流
	徳 満	I-1-0824	急傾斜地の崩壊
	馬 場 2	I-1-0836	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	箇所名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	皇子川2	05-361-2-505	土石流

### 公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月5日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

#### 宮崎県公安委員会規則第1号

##### 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則(昭和40年宮崎県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,256円</u> とする。ただし、特別の理由のあるときは、 <u>これらの額</u> をこえることができる。	警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,276円</u> とする。ただし、特別の理由のあるときは、 <u>この額</u> をこえることができる。

附 則

内ノ迫2	I-1-0792	急傾斜地の崩壊
内ノ迫	I-1-0779	急傾斜地の崩壊
湯ノ元-新①	I-1-0781-新①	急傾斜地の崩壊
蒲牟田2	II-1-5473	急傾斜地の崩壊
石ヶ野	II-1-5481	急傾斜地の崩壊
佐土-2-新②	II-1-5485-新②	急傾斜地の崩壊
御池	II-1-5501	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三財川筋土地改良区(西都市)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間  
令和8年3月5日から令和8年3月25日まで
- 縦覧場所  
宮崎県ホームページ

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年2月23日現在次のとおりである。

令和8年3月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	17,357人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	208,482人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和8年2月23日現在次のとおりである。

令和8年3月5日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

児湯郡選挙区	17,907人
--------	---------